

# 第5回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日(月) 午後2時30分から午後3時27分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室

3. 出席委員 16人

会長	17番	山田健一
会長職務代理者	13番	山本登
委員	1番	川尻秀一
	2番	居内和則
	3番	松尾貴子
	4番	首藤勝広
	5番	安達耕平
	6番	福田稔
	7番	鬼塚秀明
	9番	藤田政揮
	10番	遠藤優一
	11番	鎌田直人
	12番	中川一弘
	14番	相馬正人
	15番	川崎伸弘
	16番	矢萩一毅

4. 欠席委員 8番 鈴木圭一

5. 議事日程

議案第 1号	現況証明について
議案第 2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 5号	農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 6号	農地保有合理化事業に係る買入協議について
議案第 7号	「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」の提出について
議案第 8号	網走市農業振興地域整備計画変更に係る意見について

6. 議事録署名委員 9番 藤田政揮 11番 鎌田直人

7. 出席事務局職員

事務局長	川合正人
事務局次長	高畑公朋
農地係長	石垣友伯
農地係主査	廣野武
農地係主事	安藤愛子

## 8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第5回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。 本日の会議の議事録署名委員として、9番藤田委員、11番鎌田委員の両委員を指名いたします。 それでは議案の審議に入ります。初めに議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局 議長	(議案第1号の朗読説明) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明) なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1頁に記載しております。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第3号の朗読説明) なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2頁から5頁に記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことです。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第3号については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第4号については、初めに1番から11番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号1番から11番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の6頁に記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について報告を求めます。なお、本日は農地常任委員長が欠席のため副委員長から報告を求めます。

7番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号1番から11番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号12番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、16番、矢萩委員の退席を求めます。

(矢萩委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号12番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の6頁に記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について報告を求めます。

7番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号12番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(矢萩委員 着席)

次に、議案第5号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の6頁に記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について報告を求めます。

7番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「農地保有合理化事業に係る買入協議について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号の朗読説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書の提出について」を議題とします。なお、本件につきましては農政常任委員会へ意見書(案)の作成を付託した案件ですので、農政常任委員長の報告を求めます。

10番

「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」について報告いたします。本件は、9月27日に開催された第3回総会において、農政常任委員会に「意見書」の作成が付託されたところですが、これまで3回の農政常任委員会を開催し、農業を取り巻く環境の変化への対応策や、網走市の農業を次世代に向け持続的に発展させていくための推進施策について協議を行ってまいりました。協議の過程についてですが、まず、昨年提出した9つの項目について現状を確認した後、記載内容について協議、検討し、必要に応じて加除修正を行い、そのうち「鳥インフルエンザの対策」については「家畜伝染病の対策」に変更し、昨年同様9つの項目に整理し、「意見書」として取りまとめたところです。この「意見書」について、本総会で承認された場合は、12月11日に、山田会長、山本会長職務代理人、両常任委員会の正副委員長の6名で、農業委員会を代表して市長を訪問し、「意見書」を手渡す予定となっております。なお、「意見書」の内容は、資料No.2のとおりとなっております。詳細については事務局から説明いたします。

事務局

(議案第7号の朗読説明)

議長

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第7号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第8号「網走市農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題としますが、説明者の入室のため、暫時、休憩いたします。委員各位におかれましては、そのまま自席でお待ち願います。

(暫時休憩)

休憩前に引き続き再開します。はじめに、事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第8号の朗読説明)

同整備計画変更内容の詳細等については、市農林課よりご説明いたします。

(資料No.3により市農林課説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑、ご意見等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第8号「網走市農業振興地域整備計画変更に係る意見について」は、「意見なし」とすることに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第5回総会を閉会いたします。